

産学連携協力に関する覚書

愛知大学（以下「甲」という。）とイオンモール株式会社（以下「乙」という。）は、イオンモール豊川（所在地：豊川市白鳥町兎足 1-16）における産学連携について、相互の立場を尊重し、対等・平等の理念のもとに交流と連携の強化に努め、多様な分野で協力していくため、本覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲及び乙が包括的な連携のもとに、地域、産業、文化、福祉、教育等の分野で相互に協力し、地域社会の持続的な発展や教育・研究及び優れた人材の育成に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に必要な支援と協力を行う。

- （1）地域の活性化に関すること。
- （2）産業の振興に関すること。
- （3）地域文化の振興に関すること。
- （4）福祉の推進に関すること。
- （5）教育及び人材育成に関すること。
- （6）その他前条の目的を達成するために必要と認められること。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、本覚書に基づく活動において知り得た事項（次の事項を除く）を第三者に開示、又は漏洩してはならない。

- （1）提供された時点で既に公知の情報又は提供後に自己の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報であるもの。
- （2）第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの。
- （3）提供された時点で当該第三者が既に保有していたことが書面により立証できる情報であるもの。
- （4）法令又は裁判所の命令により開示を義務付けられたもの。

2. 前項に規定する守秘義務は、本協定の有効期間の終了後においても同様とする。

（反社会的勢力の排除）

第4条 甲及び乙は、暴力団等反社会的勢力との関係ないし関与の事実がないことを相互に表明保証する。

なお、暴力団等反社会的勢力との関係ないし関与の事実には、次の各号に掲げる場合を含む。

- （1）自己の関係者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者である。
なお、自己の関係者は、自己、その役員、自己の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定義された意味を有する。以下、本条において同じ）、その役員を含むものとする。
 - （2）暴力団等反社会的勢力が自己の関係者の経営を支配又は経営に実質的に関与している。
 - （3）自己の関係者が、自己の関係者若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、暴力団等反社会的勢力を利用している。
 - （4）自己の関係者が暴力団等反社会的勢力に資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等反社会的勢力の維持若しくは運営に協力若しくは関与している。
 - （5）自己の関係者が暴力団等反社会的勢力と交流を持っている。
 - （6）自己の関係者が市民社会の秩序や安全に脅威を与え健全な経済活動や社会の発展を妨げている。
 - （7）自己の関係者又は自己の従業員が、市民社会の秩序や安全に脅威を与え健全な経済活動や社会の発展を妨げる目的で、乙が管理する施設、作業場所、共用部分に暴力団等反社会的勢力を出入りさせている。
 - （8）自己の関係者が貸金業法第24条第3項に定義される取立て制限者である。
2. 甲及び乙は、自己の関係者又は第三者を利用して、次の各号に掲げる行為をしないことを相互に表明保証する。
- （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - （5）その他本項各号に準ずる行為
3. 甲又は乙は、その相手方が第1項又は第2項の表明保証に反していることが判明したときは、何ら催告を要せず本覚書を解除することができる。
4. 前項の規定により本覚書が解除された場合には、解除した者は、その相手方に対し生じた損害の賠償の請求をすることができる。
5. 第3項の規定により本覚書が解除された場合には、解除された者は、解除により生じた損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

6. 甲又は乙は、自己の関係者が、暴力団等反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で、速やかに捜査機関へ通報を行うものとする。
7. 甲又は乙が、前項の規定に違反した場合、第3項乃至第5項の定めに準ずるものとする。

(有効期間)

第5条 本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から令和6年3月31日までとする。

ただし、甲又は乙のいずれからでも有効期間満了の日の2ヵ月前までに別段の申し出がなされないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(覚書の解約)

第6条 甲又は乙は、相手方に対して2ヵ月前までに書面による通知をなすことにより、相手方に何らの責任を負うことなく本覚書を解約することができるものとする。

(その他)

第7条 本覚書に定めるもののほか、連携・協力の具体的事項および成果の利用条件等必要な事項については、甲及び乙がその都度誠実に協議して別に定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名捺印のうえ、甲乙各1通を保有するものとする。

2023 年 / 月 20 日

(甲) 住 所 愛知県豊橋市町畑町1-1
愛知大学
学長 川井 伸一



(乙) 住 所 名古屋市中村区名駅五丁目25番1号
愛三ビル
イオンモール株式会社
CX創造本部 鈴木 秀一
愛知事業部長

